県工事成績調書作成要領の一部を改正する要領

県工事成績調書作成要領（平成１５年７月１４日施行）の一部を次のように改正する。

改正後（新）	改正前（旧）
第１から第５まで（略） 第６　（略） ２　（略） ３　前項の採点運用表による考査の際、次の各号に掲げる判定等については、当該各号の定めるところにより適切に設定する。 （１）土木工事関連で、出来形及び品質のばらつきの判定は、別図、別表３及び別表４による。 （２）から（別表３）まで（略） （別表４）ICT 活用工事における出来形のばらつき判定について （１）出来形のばらつき判定は、「出来形合否判定総括表」において、規格値の±80％又は±50％以内のデータ数の割合で判定すること。その際、データ数の 80％以上が適合していれば、範囲内に収まっていると判断して良いこととする。 （２）従来工法による施工と ICT 施工が混在する場合のばらつき判定は、それぞれの基準で判定して低い方の評価とすること。	第１から第５まで（略） 第６　（略） ２　（略） ３　前項の採点運用表による考査の際、次の各号に掲げる判定等については、当該各号の定めるところにより適切に設定する。 （１）土木工事関連で、出来形及び品質のばらつきの判定は、別図及び別表３による。 （２）から（別表３）まで（略）

改正後（新）	改正前（旧）

様式-31-2

出来形合否判定総括表　（例）

工種　アスファルト舗装工　　No.0　～　No.5

種別　表層工　　合否判定結果　**合格**

測定項目			規格値	判定	社内規格値	判定
厚さ	平均値	2.4mm	-3mm		-2.4mm	
	最大値(差)	16mm	-20mm		-16mm	
	最小値(差)	-10mm	-20mm		-16mm	
	データ数	748点	1点/㎡以上 (748点以上)		1点/㎡以上 (748点以上)	
	評価面積	748㎡				
	棄却点数	0点	0.3%以内 (2点以下)		0.3%以内 (2点以下)	
	平均値					
	最大値(差)					
	最小値(差)					
	データ数					
	評価面積					
	棄却点数					

ヒートマップ、凡例等（略）

ばらつき		
	規格値の±80%以内のデータ数	748 (100%)
	規格値の±50%以内のデータ数	698 (93.3%)

データ数の80%以上が適合すれば、範囲内に収まっていると判断する。

⇒この場合は規格値の±50%に収まる判定

様式第１号から別記様式まで（略）

様式第１号から別記様式まで（略）

改正後（新）

別紙－１①

工事成績調書の考査項目別採点運用表

［ 記入方法］　評価する項目の□の左のチェック欄は、ｙｅｓの場合「1」、ｎｏの場合「0」、対象外：「対象外」、のいずれかとする。　　黄色　：入力箇所　　（監督員・主任監督員）

考査項目		チェック欄	評定結果	適合率	評点
			未入力	?	?

1.施工体制　Ⅰ.施工体制一般

（評価項目）

【共通】

□　施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。
- □施工体系図に記載のなかった業者が作業していた。
- □施工体制台帳及び施工体系図に記載されている主任技術者が、本人ではなかった。
- □ そ の 他 （　　）

□　元請負人が下請工事の施工に実質的に関与していないことが確認された。

上記項目のいずれかに該当すれば・・・・・・・・・・ｅ（施工体制が不備である）

【共通】

□　工事カルテの登録が、監督職員の確認を受けた（建築、機械、電気は監督員に報告した）上で契約後１０日以内に行われていた。
□　元請負者として、下請負契約の内容を把握・確認し、適切に下請負承認等の手続がされ、施工体系図等が提出されていた。
□　品質証明では品質証明員及び資格が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されていた。（条件明示されている場合）
□　「建設業許可票」、「労災保険成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（シール）」の標識が現場に掲示されていた。
□　建設業退職金共済制度等の適切な退職金制度の加入が確認され、証紙の配布先及び配布状況が帳簿等により適切に把握されていた。
□　工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっていた。
□　工事の火災保険等に、適切な内容と期間で加入していた。（設計図書に定めのある場合）
□　その他（理由：　　）

□　当初及び変更後の施工体制台帳等(下請契約書（写）を添付)が現場に備え付けられ、かつ、それらの写しが提出されていた。
□　施工体系図が、常に工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていた。

※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。
※評価対象項目が0/1評価できない場合は中間評価「0.5」入力可とする。

適合率が９０％以上・・・・・・・・・・・・ａ（施工体制が適切である）
適合率が８０％以上～９０％未満・・・・・ｂ（施工体制がほぼ適切である）
適合率が６０％以上～８０％未満・・・・・ｃ（他の事項に該当しない）
適合率が６０％未満・・・・・・・・・・・ｄ（施工体制がやや不備である）

Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）

チェック欄	評定結果	適合率	評点
	未入力	?	?

（評価項目）

【共通】

□　現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員が文書により改善指示を行った。
- □現場代理人が実質的に常駐していなかった。
- □主任技術者が実質的に専任されていなかった。（請負金額が建築一式工事で8000万円以上、その他の工事で4000万円以上の場合）
- □監理技術者が実質的に専任されていなかった。（建築一式工事において請負金額が8000万円以上かつ下請負契約の総額が7000万円以上、その他の工事で下請負契約の総額が4500万円以上の場合）
- □監理技術者が所持する監理技術者資格者証の該当資格、有効期間等が適切でなかった。（下請契約の総額が建築一式工事で7000万円以上、その他の工事で4500万円以上の場合）
- □ そ の 他 （　　）

□　専門技術者が配置されていなかった（専門技術者を配置すべき場合）。

１項目でも該当すれば・・・・・ｄ（技術者の配置がやや不備である）
２項目以上の該当があれば・・・ｅ（技術者の配置が不備である）

【共通】

□　現場代理人として、工事全体の把握ができていた。
□　現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っていた。
□　主任技術者又は監理技術者として技術的判断にすぐれ良好な施工に努めた。
□　施工に先だち、創意工夫又は提案をもって工事を進めていた。
□　契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っていた。
□　設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応していた。
□　作業環境等（現場・気象・地質条件）の困難克服に努めていた。
□　下請の施工体制、施工状況を常に把握し、適切に監理していた。
□　作業主任者を選任し、配置していた。
□　その他（理由：　　）

※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。
※評価対象項目が0/1評価できない場合は中間評価「0.5」入力可とする。

適合率が９０％以上・・・・・・・・・・・・ａ（技術者が適切に配置されている）
適合率が８０％以上～９０％未満・・・・・ｂ（技術者がほぼ適切に配置されている）
適合率が６０％以上～８０％未満・・・・・ｃ（他の事項に該当しない）
適合率が６０％未満・・・・・・・・・・・ｄ（技術者の配置がやや不備である）

改正前（旧）

別紙－１①

工事成績調書の考査項目別採点運用表

［ 記入方法］　評価する項目の□の左のチェック欄は、ｙｅｓの場合「1」、ｎｏの場合「0」、対象外：「対象外」、のいずれかとする。　　黄色　：入力箇所　　（監督員・主任監督員）

考査項目		チェック欄	評定結果	適合率	評点
			未入力	?	?

1.施工体制　Ⅰ.施工体制一般

（評価項目）

【共通】

□　施工体制が不備であり、監督職員から文書により改善指示を行った。
- □施工体系図に記載のなかった業者が作業していた。
- □施工体制台帳及び施工体系図に記載されている主任技術者が、本人ではなかった。
- □ そ の 他（　　）

□　元請負人が下請工事の施工に実質的に関与していないことが確認された。

上記項目のいずれかに該当すれば・・・・・・・・・・ｅ（施工体制が不備である）

【共通】

□　工事カルテの登録が、監督職員の確認を受けた（建築、機械、電気は監督員に報告した）上で契約後１０日以内に行われていた。
□　元請負者として、下請負契約の内容を把握・確認し、適切に下請負承認等の手続がされ、施工体系図等が提出されていた。
□　品質証明では品質証明員及び資格が確認でき、品質証明の時期・確認項目が、工事全般にわたり、よく把握されていた。（条件明示されている場合）
□　「建設業許可票」、「労災保険成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（シール）」の標識が現場に掲示されていた。
□　建設業退職金共済制度等の適切な退職金制度の加入が確認され、証紙の配布先及び配布状況が帳簿等により適切に把握されていた。
□　工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっていた。
□　工事の火災保険等に、適切な内容と期間で加入していた。（設計図書に定めのある場合）
□　その他（理由：　　）

□　当初及び変更後の施工体制台帳等(下請契約書（写）を添付)が現場に備え付けられ、かつ、それらの写しが提出されていた。
□　施工体系図が、常に工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていた。

※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。
※評価対象項目が0/1評価できない場合は中間評価「0.5」入力可とする。

適合率が９０％以上・・・・・・・・・・・・ａ（施工体制が適切である）
適合率が８０％以上～９０％未満・・・・・ｂ（施工体制がほぼ適切である）
適合率が６０％以上～８０％未満・・・・・ｃ（他の事項に該当しない）
適合率が６０％未満・・・・・・・・・・・・ｄ（施工体制がやや不備である）

Ⅱ．配置技術者（現場代理人等）

チェック欄	評定結果	適合率	評点
	未入力	?	?

（評価項目）

【共通】

□　現場代理人等の技術者配置が不備で、監督職員が文書により改善指示を行った。
- □現場代理人が実質的に常駐していなかった。
- □主任技術者が実質的に専任されていなかった。（請負金額及び下請負金額が建築一式工事で7000万円以上、その他の工事で3500万円以上の場合）
- □監理技術者が実質的に専任されていなかった。（下請負契約の総額が建築一式工事で6000万円以上、その他の工事で4000万円以上の場合）
- □監理技術者が所持する監理技術者資格者証の該当資格、有効期間等が適切でなかった。（下請契約の総額が建築一式工事で6000万円以上、その他の工事で4000万円以上の場合）
- □ そ の 他（　　）

□　専門技術者が配置されていなかった（専門技術者を配置すべき場合）。

１項目でも該当すれば・・・・・ｄ（技術者の配置がやや不備である）
２項目以上の該当があれば・・・ｅ（技術者の配置が不備である）

【共通】

□　現場代理人として、工事全体の把握ができていた。
□　現場代理人として、監督職員との連絡調整を書面で行っていた。
□　主任技術者又は監理技術者として技術的判断にすぐれ良好な施工に努めた。
□　施工に先だち、創意工夫又は提案をもって工事を進めていた。
□　契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っていた。
□　設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応していた。
□　作業環境等（現場・気象・地質条件）の困難克服に努めていた。
□　下請の施工体制、施工状況を常に把握し、適切に監理していた。
□　作業主任者を選任し、配置していた。
□　その他（理由：　　）

※評価対象項目数が２項目以下の場合はｃ評価とする。
※評価対象項目が0/1評価できない場合は中間評価「0.5」入力可とする。

適合率が９０％以上・・・・・・・・・・・・ａ（技術者が適切に配置されている）
適合率が８０％以上～９０％未満・・・・・ｂ（技術者がほぼ適切に配置されている）
適合率が６０％以上～８０％未満・・・・・ｃ（他の事項に該当しない）
適合率が６０％未満・・・・・・・・・・・・ｄ（技術者の配置がやや不備である）

改正後（新）	改正前（旧）
別紙－１②から別紙―２③まで（略）	別紙－１②から別紙―２③まで（略）

改正後（新）

別紙－２④

工事成績調書の考査項目別採点運用表

［ 記入方法］ 該当する項目の□の左のチェック欄のいずれかに「１」を入力する。（措置内容に該当しなくとも表の１８．に「１」の入力要）　　緑色　：入力箇所　　（総括監督員）

考査項目	チェック欄	評定結果 未入力
７．法令遵守等		

【共通】

表－１　知事又は発注者の措置内容	点数
□　１．指名停止９か月以上	－２０　点
□　２．指名停止６か月以上９か月未満	－１５　点
□　３．指名停止３か月以上６か月未満	－１３　点
□　４．指名停止３か月未満	－１０　点
□　５．文書警告　・宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領第１１条により、書面により警告になった場合。 ・発注者から書面により警告になった場合。 *発注者：知事、公所長	－　８　点
□　６．文書注意　・事故の場合は、事故報告書を提出した事案で、発注者から書面により注意したものについて減点を行う。	－　５　点
□　７．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、書面により注意がなかった場合 ・適用は、事故報告書を提出することとなった場合とする。 （もらい事故や交通事故は含まない。また、作業員個人の責めに帰すものは含まない。 例えば、現場事務所へ入ろうとした際、ドアに手の指を挟み骨折した場合など。）	－　３　点

①　表－１で評価する事例は、「当該工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
②　「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③　「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
④　表－１の評価で複数項目に該当する場合は、減点の一番大きい項目を選定し「１」を入力のこと。（「1」の入力は一箇所のみとする。）

【総合評価落札方式による工事】

表－２　総合評価に係る評価項目の履行結果	点数
〔高度型〕〔標準型〕	
□　８．履行率が６０％未満	－１０　点
□　９．履行率が６０％以上　８０％未満	－　８　点
□１０．履行率が８０％以上　９０％未満	－　５　点
□１１．履行率が９０％以上１００％未満	－　３　点
〔簡易型〕	
□１２．履行率が５０％未満	－１０　点
□１３．履行率が５０％以上　７０％未満	－　８　点
□１４．履行率が７０％以上　８０％未満	－　５　点
□１５．履行率が８０％以上１００％未満	－　３　点

①総合評価落札方式(高度、標準、簡易型)により契約した工事に適用する。
②履行率は、総合評価落札方式の価格以外の評価項目について、工事完成時の履行結果に基づき再計算した評点と当初契約時の評点の割合とする。
③知事又は発注者の措置があった場合は「表－１　知事又は発注者の措置内容」に基づく減点も合わせて行うものとする。

【その他】

表－３　その他	点数
□１６．その他１（理由：　　）	－　２　点
□１７．その他２（理由：　　）	－　１　点

７．法令遵守等

【共通】

□１８．上表１～７までの知事又は発注者の措置はなかった。また、８～１５の総合評価に係る評価項目の履行結果に基づく減点、１６，１７のその他減点はなかった。

【知事又は発注者が表－１の１～７のいずれかを措置した場合の適応事例】（該当する事例の左の入力欄に「１」を入力する）

入力欄

１．入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
２．承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
３．使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
５．当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
６．一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
８．労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
９．監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
１０．下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
１１．過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
１２．受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
１３．下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
１４．安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
１５．県工事検査規定第12条第2項による指示を受け、改修等をした。
１６　約款第49条による履行の追完を請求された。

【総合評価に係る履行結果が表－２のいずれかに該当した場合の適応事例】（１７．の左の入力欄に「１」を入力する）
１７．総合評価落札方式における価格以外の評価項目について受注者の責による不履行があった。

【考査結果の修正に係る適応事例】

１８．上記１～１６の適応事例に該当する事実が確認されたが、完成検査成績調書作成時に知事又は発注者の処分が決定されていなかった場合。
Ａ．上記１～１６の適応事例に該当する事実が工事目的物引き渡しを受けた後に判明し、受注者が表－１の知事又は発注者の措置内容の処分を受けた場合。
Ｂ．表－１の知事又は発注者の措置内容により完成検査成績調書作成時に減点した後に、前項Ａに該当し知事又は発注者の措置内容の処分が重くなった（減点が大きく）なった場合。
Ｃ．工事目的物の引き渡しを受けた後、発注者が工事請負契約書に規定する瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求し、その結果受注者が表－１の知事又は発注者の措置内容の処分を受けた場合。

改正前（旧）

別紙－２④

工事成績調書の考査項目別採点運用表

［ 記入方法］ 該当する項目の□の左のチェック欄のいずれかに「１」を入力する。（措置内容に該当しなくとも表の１８．に「１」の入力要）　　緑色　：入力箇所　　（総括監督員）

考査項目	チェック欄	評定結果 未入力
７．法令遵守等		

【共通】

表－１　知事又は発注者の措置内容	点数
□　１．指名停止９か月以上	－２０　点
□　２．指名停止６か月以上９か月未満	－１５　点
□　３．指名停止３か月以上６か月未満	－１３　点
□　４．指名停止３か月未満	－１０　点
□　５．文書警告　・宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領第１１条により、書面により警告になった場合。 ・発注者から書面により警告になった場合。 *発注者：知事、公所長	－　８　点
□　６．文書注意　・事故の場合は、事故報告書を提出した事案で、発注者から書面により注意したものについて減点を行う。	－　５　点
□　７．工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微なため、書面により注意がなかった場合 ・適用は、事故報告書を提出することとなった場合とする。 （もらい事故や交通事故は含まない。また、作業員個人の責めに帰すものは含まない。 例えば、現場事務所へ入ろうとした際、ドアに手の指を挟み骨折した場合など。）	－　３　点

① 表－１で評価する事例は、「当該工事の施工に当たり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった」場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。
④ 表－１の評価で複数項目に該当する場合は、減点の一番大きい項目を選定し「１」を入力のこと。（「1」の入力は一箇所のみとする。）

【総合評価落札方式による工事】

表－２　総合評価に係る評価項目の履行結果	点数
〔高度型〕〔標準型〕	
□　８．履行率が６０％未満	－１０　点
□　９．履行率が６０％以上　８０％未満	－　８　点
□１０．履行率が８０％以上　９０％未満	－　５　点
□１１．履行率が９０％以上１００％未満	－　３　点
〔簡易型〕	
□１２．履行率が５０％未満	－１０　点
□１３．履行率が５０％以上　７０％未満	－　８　点
□１４．履行率が７０％以上　８０％未満	－　５　点
□１５．履行率が８０％以上１００％未満	－　３　点

①総合評価落札方式(高度、標準、簡易型)により契約した工事に適用する。
②履行率は、総合評価落札方式の価格以外の評価項目について、工事完成時の履行結果に基づき再計算した評点と当初契約時の評点の割合とする。
③知事又は発注者の措置があった場合は「表－１　知事又は発注者の措置内容」に基づく減点も合わせて行うものとする。

【その他】

表－３　その他	点数
□１６．その他１（理由：　　）	－　２　点
□１７．その他２（理由：　　）	－　１　点

７．法令遵守等

【共通】

□１８．上表１～７までの知事又は発注者の措置はなかった。また、８～１５の総合評価に係る評価項目の履行結果に基づく減点、１６，１７のその他減点はなかった。

【知事又は発注者が表－１の１～７のいずれかを措置した場合の適応事例】（該当する事例の左の入力欄に「１」を入力する）

入力欄

１．入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
２．承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
３．使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
４．産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
５．当該工事関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
６．一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
７．入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
８．労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
９．監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
１０．下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第４条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
１１．過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
１２．受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
１３．下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第９条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
１４．安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
１５．検査規定第13条により粗雑工事を手直しした場合
１６　約款第41条による瑕疵の修補又は損害賠償の請求が行われた場合

【総合評価に係る履行結果が表－２のいずれかに該当した場合の適応事例】（１７．の左の入力欄に「１」を入力する）
１７．総合評価落札方式における価格以外の評価項目について受注者の責による不履行があった。

【考査結果の修正に係る適応事例】

１８．上記１～１６の適応事例に該当する事実が確認されたが、完成検査成績調書作成時に知事又は発注者の処分が決定されていなかった場合。
Ａ．上記１～１６の適応事例に該当する事実が工事目的物引き渡しを受けた後に判明し、受注者が表－１の知事又は発注者の措置内容の処分を受けた場合。
Ｂ．表－１の知事又は発注者の措置内容により完成検査成績調書作成時に減点した後に、前項Ａに該当し知事又は発注者の措置内容の処分が重くなった（減点が大きく）なった場合。
Ｃ．工事目的物の引き渡しを受けた後、発注者が工事請負契約書に規定する瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求し、その結果受注者が表－１の知事又は発注者の措置内容の処分を受けた場合。

改正後（新）	改正前（旧）
（完成）別紙－３①から（中間）別紙－３④まで（略）	（完成）別紙－３①から（中間）別紙－３④まで（略）

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。